

別表（4条関係）

介護・訓練支援用具					
種 目	用具の性能	対 象 要 件	年齢要件	耐用年数	基準額(円)
特殊寝台 ●	原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	(1) 下肢又は体幹機能障害2級以上の方 (2) 難病患者の方(注1)	18歳以上	8	154,000
特殊マット ●	褥瘡 <sup>じよくそう</sup> の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	(1) 下肢又は体幹機能障害1級以上の方で常時介護を要する方 (2) 下肢又は体幹機能障害2級以上で常時介護を要する児童 (3) 知的障害の程度が重度又は最重度で常時介護を要する方 (4) 難病患者の方(注1)	18歳以上 原則3歳以上	5	19,600
特殊尿器	尿が自動的に吸引されるもので、容易に使用し得るもの	(1) 下肢又は体幹機能障害1級の方で常時介護を要する方 (2) 難病患者の方(注1)	原則学齢児以上	5	67,000
入浴担架	担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	(1) 下肢又は体幹機能障害1級で入浴に当たって、家族等他人の介助を要する方 (2) 下肢又は体幹機能障害2級以上で入浴に当たって、家族等他人の介助を要する児童	18歳以上 原則3歳以上	5	82,400
体位変換器	体位を変換させるに当たって、容易に使用し得るもの	(1) 下肢又は体幹機能障害2級以上の方 (2) 難病患者の方(注1) (※それぞれ下着交換等に当たって、家族等他人の介助を要する方に限る。)	原則学齢児以上	5	15,000
移動用リフト ●	移動させるに当たって、容易に使用し得るもの。 ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	(1) 下肢又は体幹機能障害2級以上の方 (2) 難病患者の方(注1)	原則3歳以上	4	159,000
訓練いす	原則として付属のテーブルが付いたもの	(1) 下肢又は体幹機能障害2級以上の方 (2) 難病患者の方(注1)	原則学齢児	5	33,100
訓練用ベッド	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	(1) 下肢又は体幹機能障害2級以上の方 (2) 難病患者の方(注1)	原則学齢児	8	159,200

自立生活支援用具					
種 目	用具の性能	対 象 要 件	年 齢	耐 用	基 準 額 (円)
			要 件	年 数	
入浴補助用具 ●	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	(1) 下肢又は体幹機能障害があり、入浴に介助を要する方 (2) 難病患者の方(注1)	原則 3歳 以上	8	90,000
便器	容易に使用し得るもの ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	(1) 下肢又は体幹機能障害2級以上の方 (2) 難病患者の方(注1)	原則 学 齢 児 以 上	8	9,850
頭部保護帽 ○	スポンジ、革及びプラスチックを主材料として、ヘルメット型に製作されており、転倒時のショックを吸収し、頭部を保護できるもの	(1) 平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害があり、転倒等により頭部を強打するおそれのある方  (2) 知的障害の程度が重度又は最重度で、てんかんの発作等により頻繁に転倒する方  (3) 平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害2級以上の方	18歳 以上  原則 学 齢 児 以 上  原則 学 齢 児	3	15,200
T字状・棒状のつえ	主体が木材、外装がニス塗装のもの	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害があり、つえの使用により歩行機能が補完される方	原則 3歳 以上	3	2,200(注2)
	主体が軽金属、外装が塗装なしのもの				3,000(注2)
移動・移乗支援用具	おおむね次に掲げる性能を有する手すり、スロープ等であること。 ただし、工事費は含まない。 (1) 身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの (2) 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等ができるもの	(1) 平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害がある方 (2) 難病患者の方(注1) (※それぞれ、家庭内の移動等において介助を必要とする方に限る。)	制限 なし	8	60,000
特例歩行器	体幹を固定する機能を有することで体幹バランスがとれるようになるものであって、歩行が可能になるもの(注3)	体幹機能障害2級以上で、補装具として購入費助成可能な歩行器では体幹バランスがとれない方(注4)	原則 学 齢 児	5	500,000
特殊便器	温水洗浄便座(温水洗浄装置や温風乾燥装置のついた便座)であり、容易に使用し得るもの。ただし、取替えに当たり工事費は含まない。	(1) 知的障害の程度が重度又は最重度で、訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な方 (2) 上肢障害2級以上の方 (3) 難病患者の方(注1)	原則 学 齢 児 以 上	8	151,200

火災警報器	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発生し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	(1) 身体障害者手帳2級以上の方 (2) 知的障害の程度が重度又は最重度の方 (3) 精神障害者保健福祉手帳1級の方 (4) 難病患者の方(注1) (※それぞれ、障がい者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属する方に限る。)	制限なし	8	15,500
自動消火器	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消化液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	(1) 身体障害者手帳2級以上の方 (2) 知的障害の程度が重度又は最重度の方 (3) 精神障害者保健福祉手帳1級の方 (4) 難病患者の方(注1) (※それぞれ、障がい者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属する方に限る。)	制限なし	8	28,700
電磁調理器	容易に使用し得るもの	(1) 視覚障害2級以上の方 (※視覚障がい者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属する方に限る。) (2) 知的障害の程度が重度又は最重度の方	18歳以上	6	41,000
歩行時間延長信号機用小型送信機	容易に使用し得るもの	視覚障害2級以上の方	原則 学齢児 以上	10	11,000
聴覚障がい者用屋内信号装置	音、声音等を視覚、触覚等により知覚できるもの(注5)	聴覚障害2級以上の方 (※聴覚障がい者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属する方に限る。)	制限なし	10	87,400

**在宅療養等支援用具**

種 目	用具の性能	対 象 要 件	年 齢 要 件	耐 用 年 数	基 準 額 (円)
透析液加温器	透析液を加温し、一定温度に保つもの	腎臓機能障害3級以上で自己連続携帯式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行う方	原則 3歳 以上	5	51,500
ネブライザー ●	容易に使用し得るもの	(1) 呼吸器機能障害3級以上の方 (2) 身体障害者手帳3級以上で診断書等により必要性が認められる方 (3) 難病患者で呼吸器機能に障がいのある方 (4) 難病患者で診断書等により必要性が認められる方	制限 なし	5	36,000 70,000(吸引器と一体型)
電気式たん吸引器 ●	容易に使用し得るもの	(1) 呼吸器機能障害3級以上の方 (2) 身体障害者手帳3級以上で診断書等により必要性が認められる方 (3) 難病患者で呼吸器機能に障がいのある方 (4) 難病患者で診断書等により必要性が認められる方	制限 なし	5	56,400 70,000(ネブライザーと一体型)
酸素ポンベ運搬車	容易に使用し得るもの	医療保険における在宅酸素療法を行う方	18歳 以上	10	17,000

動脈血中酸素飽和度測定器 (パルスオキシメーター)	動脈血中の酸素飽和度を測定できるものであって、容易に使用し得るもの	(1) 呼吸器機能障害3級以上の方 (2) 心臓機能障害3級以上の方 (3) 身体障害手帳3級以上で診断書等で必要性が認められる方 (4) 難病患者で診断書等で必要性が認められる方 (※それぞれ、在宅酸素療法を行っている方又は人工呼吸器を常時使用している方に限る。)	制限なし	5	157,500	
人工呼吸器用自家発電機	対象者又は介助者が容易に使用し得るもの (※充電器及びインバータを含む。) 人工呼吸器用外部バッテリーを充電するために用いるもの (注6)	(1) 呼吸器機能障害3級以上の方 (2) 難病患者で診断書等により同程度の障がいがあると認められる方 (※在宅で人工呼吸器を常時使用している方。)	制限なし	10	100,000	
人工呼吸器用外部バッテリー	対象者又は介助者が容易に使用し得るもの (注6)	(1) 呼吸器機能障害3級以上の方 (2) 難病患者で診断書等により同程度の障がいがあると認められる方 (※在宅で人工呼吸器を常時使用している方。)	制限なし	2	50,000	
視覚障がい者用体温計(音声式)	視覚障がい者が容易に使用し得るもの	視覚障害2級以上の方 (※視覚障がい者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属する方に限る。)	原則 学齢児 以上	5	9,000	
視覚障がい者用体重計	視覚障がい者が容易に使用し得るもの	視覚障害2級以上の方 (※視覚障がい者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属する方に限る。)	18歳 以上	5	18,000	
視覚障がい者用血圧計	視覚障がい者が容易に使用し得るもの	視覚障害2級以上の方 (※視覚障がい者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属する方に限る。)	18歳 以上	5	15,000	
<b>情報・意思疎通支援用具</b>						
種 目	用具の性能		対 象 要 件	年 齢 要 件	耐 用 年 数	基 準 額 (円)
携帯用会話補助装置	携帯式で、言葉、音声又は文章に変換する機能を有し、容易に使用し得るもの		(1) 音声機能若しくは言語機能に障がいのある方 (2) 肢体不自由者のうち、発声又は発語に著しい障がいのある方 (3) 知的障害を有すると判定された方(注7) (4) 音声・言語機能が著しく低下している筋萎縮性側索硬化症等の神経疾患患者であって、診断書等により必要と認められる方	原則 学齢児 以上	5	98,800
情報・通信支援用具	障がい者のパソコン操作をサポートする周辺機器や利便性を向上させる障がい者向けアプリケーションソフト(マウス、キーボード、音声入力ソフト、音声読み上げソフト等障害者向けに開発されたもの。)		(1) 視覚障害2級以上の方 (2) 上肢機能障害2級以上の方	原則 学齢児 以上	5	100,000
					3	26,400 (※ソフトウェア等の更新)
意思伝達支援用具	障がい者向けのパソコン、スマートフォン等の補助スイッチ、代用マウス及び接続キットなどの周辺機器		音声・言語機能が著しく低下している筋萎縮性側索硬化症等の神経疾患患者であって、診断書等により必要と認められる方	原則 学齢児 以上	—	50,000

点字ディスプレイ	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの	視覚障害2級以上の方	18歳以上	6	383,500	
点字器	点字用紙を挟んで固定する板、点字を打つための定規及び点筆を組み合わせたものであって、視覚障がい児者が容易に使用し得るもの	視覚障害を有する方	制限なし	標準型 (18行で両面書のもの) 7	標準型	10,400
				携帯用 (4行及び12行で片面書のもの) 5	携帯用	7,200
点字タイプライター	視覚障がい者が容易に使用し得るもの	視覚障害2級以上の方 (※就労若しくは就学をしている方又は就労が見込まれる方に限る。)	原則 学齢児 以上	5	63,100	
視覚障がい者用ポータブルレコーダー	音声等により操作ボタンが知覚又は認識ができ、かつ、DAISY方式による録音又は当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、容易に使用し得るもの	視覚障害3級以上の方	原則 学齢児 以上	6	85,000	
視覚障がい者用物品識別装置 (音声式ICタグレコーダー)	情報を登録したICタグ(シール)を判別したい物品に添付し、専用機器で登録済の音声を再生する機能を有するもので、視覚障がい者が容易に使用し得るもの	視覚障害2級以上の方	原則 学齢児 以上	6	59,800	
視覚障がい者用活字文書読上げ装置	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、容易に使用し得るもの	視覚障害2級以上の方	原則 学齢児 以上	6	99,800	
視覚障がい者用拡大読書器 (暗所視支援眼鏡を含む)	本装置により、印刷物等を拡大表示、物体認識を明瞭化するもので、視覚障がい者が容易に使用し得るもの	視覚障害を有する方 (暗所視支援眼鏡については視覚障害を有する方又は診断書等により同程度の障害があると認められる方。※夜盲、視野狭窄等の症状があり、効果が認められる方に限る)	原則 学齢児 以上	8	198,000	

情報・意思疎通支援用具						
種 目	用具の性能	対 象 要 件	年齢要件	耐用年数	基準額(円)	
視覚障がい者用時計	視覚障がい者が容易に使用し得るもの	視覚障害2級以上の方	18歳以上	10	13,300	
聴覚障がい者用通信装置	電話回線を使い、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、容易に使用できるもの	(1) 聴覚障害を有する方 (2) 発声若しくは発語に著しい障害を有する方又は音声・言語機能を喪失した方(※コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる方に限る)	原則 学齢児 以上	5	15,000	
聴覚障がい者用情報受信装置	字幕及び手話通訳付きの聴覚障がい者番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障がい者向け緊急信号を受信するもので、聴覚障がい児・者が容易に使用し得るもの(テレビ本体は除く。)	聴覚障害を有する方 (※本装置によりテレビの視聴が可能になる方に限る。)	原則 3歳 以上	6	88,900	
人工喉頭 ◎	笛式については、呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの 電動式については、顎下部等に於て電動板を駆動させ、経皮的に音源を口腔内に導き、構音化するもの 埋込型用人工鼻については、呼気を加温・加湿する機能に併せ、手動または自動で気管孔を閉塞する機能を有し、シャント発声を可能とするもの(注9)	喉頭を摘出した障がい者 (埋込型用人工鼻については、常時埋込型の人工喉頭を使用する方に限る。)	原則 3歳 以上	4 (笛式)	笛式	5,000 (注8)
				5 (電動式)	電動式	70,100
				—	埋込型用人工鼻	23,760(月額)
人工喉頭 修理 ◎	気管カニューレ交換 3,150円 充電器交換 1,600円 振動板交換 9,000円 スナップリード線交換 50円 プリント板交換 14,600円 スイッチ交換 1,100円 電気接点交換 4,500円 振動スプリング交換 1,650円 押ボタンスプリング交換 1,650円		原則 3歳 以上			
点字図書	点字により作成された図書	視覚障害を有し、主に情報を点字により入手している方	制限なし	—	—	

排 泄 管 理 支 援 用 具					
種 目	用具の性能	対 象 要 件	年 齢	耐 用	基 準 額 (円)
			要 件	年 数	
ストマ用器具(蓄便袋)(注10) ◎	低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型の収納袋で、 主材はラテックス製又はプラスチックフィルム製のもの	腸管の切除によって肛門からの排便が困難となり、腹部に人工 肛門を設け排泄を行っている方	制限 なし	-	9,200(月額)
ストマ用器具(蓄尿袋)(注10) ◎	低刺激性の粘着剤を使用した密封型の尿管袋の尿処理用のキャップ 付きで、主材はラテックス製又はプラスチックフィルム製のもの	膀胱の切除によって膀胱からの排尿が困難となり、腹部に人工 膀胱を設け排泄を行っている方	制限 なし	-	12,100(月額)
紙おむつ(注11)	紙おむつ、サラシ又はガーゼであること。	(1)治療によって軽快の見込みのないストマ周辺の皮膚の著しい いびらん又はストマの変形のためストマ用器具を装着できない 方 (2)先天性疾患(先天性鎖肛を除く。)に起因する神経障害によ る高度の排尿機能障害又は高度の排便機能障害のある方 (3)先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機 能障害のある方 (4)脳性麻痺等脳原性運動機能障害に起因する高度の排尿機 能障害又は高度の排便機能障害がある方(おむね3歳未満 に発症した脳性麻痺等により四肢体幹機能障害を有し、医師意 見書により次に掲げる状態に該当すると認められる方。) ア 自力でトイレに行けないこと。 イ 自力で便座に座ること及び排便補助具の使用ができないこ と。 ウ 介助による定時排泄をすることができないこと。	原則 3歳 以上	-	12,360(月額)

収尿器	採尿器と蓄尿袋で構成されており、尿の逆流防止装置がついているもので、主材はラテックス製又はゴム製のもの	4,000円 3,900円 1,950円	背髄損傷等による排尿障害のため、排尿を自分の意思でコントロールすることができず、常時失禁状態にあること等により、収尿器を必要とする方	制限なし	半年	男子用普通型	7,700
						男子用簡易型	5,700
						女子用普通型 (耐久性ゴム製採尿袋を有するものの場合)	8,500
						女子用簡易型 (ポリエチレン製採尿袋導尿ゴム管付の場合)	5,900
収尿器修理	サポーター交換 ゴムバンド付収尿瓶交換 ゴム管及びつなぎ管付収尿 ゴム袋交換	4,000円 3,900円 1,950円					
<b>住宅改修費</b>							
種目	住宅改修の範囲	対象要件		年齢要件	耐用年数	基準額(円)	
居宅生活動作補助用具	移動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの なお、住宅改修の範囲は、次のとおりとする。 (1)手すりの取付け (2)段差の解消 (3)滑り防止、移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 (4)引き戸等の扉の取替え (5)洋式便所等への便器の取替え (6)その他各前号の住宅改修に附帯して必要となる住宅改修	(1) 下肢又は体幹機能障害3級以上の方 (2) 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(運動機能障害に限る。)3級以上の方 (3) 難病患者の方(注1)  ※便器について、特殊便器に取替える場合は、上肢障害2級以上に限る。(注12)		原則 学齢児 以上	—	200,000	

◎：施設に入所している者、グループホームに入所している者及び入院している者も対象とする。

○：施設に入所している者及びグループホームに入所している者も対象とする。

●：グループホームに入所している者も対象とする。

注1 難病患者の方：障害者総合支援法の対象疾病であり、必要と認められた方

注2 価格は、1本当たりのものとし、T字状・棒状のつえの価格については、夜光材付きとした場合は410円(全面夜光材付きとした場合は1,200円)増しとし、外装に白色又は黄色のラッカーを使用した場合は260円増しとすること。

注3 「体幹バランスがとれるようになるものであって、歩行が可能になる」とは、起立位で下肢を前後左右に動かし、自発的移動が可能になり、及び上肢が自由になり、移動中の動作、操作等が可能になり、その状態が1日に合計して概ね2時間保てることをいう。この場合において、地区担当ケースワーカーは、支給決定前にその実態調査を行うものとする。

注4 支給に当たっては、次の点に留意する。

(1) 支給決定には教育上の理由も加味して判断することとし、申請時に学校等の見解を記載した意見書(様式は任意)の添付を求めることができる。

(2) 支給決定は、業者からのレンタル等により給付対象者への有効性を試験したことがある場合に限り、行うものとする。

(3) 地区担当ケースワーカーにおいては、支給決定後3年間、少なくとも年に1回以上モニタリングを行い、使用状況を確認するものとする。

注5 聴覚障がい者用屋内信号装置には、サウンドマスター、聴覚障がい者用目覚時計及び聴覚障がい者用屋内信号灯を含む。

注6 災害時に使用することを想定したもの。

注7 知的障害を有すると判定された者に対する支給の場合、次の要件を満たす場合に限る。

(1) 申請には自閉症等の診断書(様式は任意)を添付する。ただし、自閉症等の診断書であればよいこととし、携帯用会話補助装置の使用についての主治医の意見までは求めないこととする。

(2) 業者からのレンタル等により、給付対象者への有効性を試したことがある場合に限る。ない場合には勧奨することとする。

注8 気管カニューレ付きとした場合は3,100円増しとすること。

注9 埋込型用人工鼻の付属品として認められるものは原則として以下の6品目とする。

FHセット、ラリボタン、ラリチューブ、ブレップ&リムーブ、シリコングルー、シャワーエイド

注10 ストマ用装具の付属品として認められるものは原則として以下の品目とする。ただし、ストマ専用の付属品としてつくられたもので、その使用が特に必要と認められる場合においては、以下の品目以外でも給付の対象とする。

皮膚保護ペースト/皮膚保護パテ、皮膚保護パウダー、皮膚保護ウエハー、コンベックス・インサート、補正用皮膚保護剤、固定用ベルト、剥離剤(リムーバー)、皮膚被膜剤(スキンバリア)、レッグバッグ(下肢装着用蓄尿袋)、ナイト・ドレーナーバッグ(夜間用蓄尿袋)、ストマ袋カバー、サージカルテープ、皮膚保護剤穴あけ専用はさみ、消臭剤、潤滑剤、凝固剤、ガス抜き用具、接続管、閉鎖具、ミニパウチ、ストマキャップ、ミニパッド、洗浄用具

注11 付属品は、原則として、おしりふき、尿取りパット、脱脂綿及び固定用テープとする。

注12 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は、表中の上肢・下肢又は体幹機能障害に準じ、取り扱うものとする。